

○柳井市特別職報酬等審議会条例

平成17年柳井市条例第185号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、柳井市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 市長は、議員報酬の額並びに市長、副市長等の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

(委員)

第3条 審議会は、委員10人をもって組織し、その委員は、柳井市の区域内の公共的団体等の代表者等その他住民のうちから必要の都度、市長が任命する。

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。ただし、委員の任命後最初に開かれる審議会は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成17年6月30日条例第195号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成19年 3 月26日条例第 2 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 9 月 8 日条例第25号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成20年 9 月 1 日から適用する。

○市長等の給与に関する条例

平成17年柳井市条例第40号

(目的)

第1条 この条例は、次に掲げる職員（以下「市長等」という。）の受ける給与について定めることを目的とする。

- (1) 市長
- (2) 副市長
- (3) 教育長

(給与)

第2条 市長等の受ける給与は、別に条例で定めるもののほか、給料、期末手当及び勤勉手当とする。

(給料)

第3条 市長等の給料月額、別表のとおりとする。

(期末手当及び勤勉手当)

第4条 市長等の期末手当及び勤勉手当は、柳井市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年柳井市条例第43号。以下「給与条例」という。）の例により支給する。ただし、給与条例第18条第5項において規則で定めることとされている事項については、市長が定めるものとする。

(給与の計算)

第5条 新たに市長等になった者には、その日から給与を支給する。ただし、退職又は失職した職員が即日市長等になったときは、その翌日から給与を支給する。

第6条 市長等が退職、死亡、失職又は罷免により市長等でなくなったときは、その月まで給与を支給する。

第7条 市長等の給与の支給期日は、給与条例による。

(重複給与の調整)

第8条 市長等が他の職員の職を兼ねるときは、特に認めたほか、その兼ねる職員としての受けるべき給与報酬又はこれらに準ずるものは支給しない。

附 則

この条例は、平成17年2月21日から施行する。

附 則（平成17年6月30日条例第195号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 3 月26日条例第 2 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

（市長等の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 この条例の施行日（以下「施行日」という。）の前日までに助役として在職し、施行日において地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号。次項において「新法」という。）附則第 2 条の規定により、副市長として選任されたものとみなされた者に平成19年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当の額は、施行日前の助役としての在職期間を通算して計算した額とする。

附 則（平成27年 3 月26日条例第 1 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成27年 4 月 1 日）から施行する。

（市長等の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 改正法附則第 2 条第 1 項の場合においては、第 3 条の規定による改正後の市長等の給与に関する条例第 1 条及び別表の規定は適用せず、第 3 条の規定による改正前の市長等の給与に関する条例第 1 条及び別表の規定は、なおその効力を有する。

別表（第 3 条関係）

職名	給料月額
市長	870,000円
副市長	685,000円
教育長	615,000円

○柳井市議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例

平成20年柳井市条例第25号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第4項の規定に基づき、市議会議員（以下「議員」という。）に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬及び費用弁償の額)

第2条 前条に規定する議員報酬及び費用弁償の額は、別表のとおりとする。

(議員報酬の支給方法)

第3条 議員報酬は、議員となった当月分から議員でなくなった当月分まで支給する。ただし、次の場合にあっては、それぞれの定めるところによる。

- (1) 月の途中において議員となった場合又は議員でなくなった場合の当月分は、日割計算により算出した額を支給する。
- (2) 職務の変更に伴い月の途中において議員報酬の額に異動を生じた場合の当月分は、その異動の日前及びその異動の日以後の日数に応じ、それぞれ日割計算により算出した額の合算額を支給する。

2 議員報酬を支給するに当たり、計算上1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(期末手当)

第4条 議員には、柳井市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年柳井市条例第43号）の適用を受ける一般職の職員（同条例第18条第5項、第18条の2及び第18条の3第1項の規定の適用を受ける職員を除く。）の例により、期末手当を支給する。ただし、同条例第18条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」と、同条第4項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額」とあるのは「議員が受けるべき議員報酬の月額及び当該議員報酬の月額に100分の20を超えない範囲内で定める割合を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成20年9月1日から適用する。

(中略)

別表（第2条関係）

職名	議員報酬月額	費用弁償
市議会議長	425,000円	1号相当額
市議会副議長	366,000円	
市議会常任、議会運営及び特別委員会委員長	350,000円	
市議会常任、議会運営及び特別委員会副委員長	333,000円	
市議会議員	325,000円	

備考 費用弁償の欄中「1号相当額」とは、柳井市旅費条例（平成17年柳井市条例第46号）別表の区分に相当する額をいう。

○市長等の給与の特例に関する条例

平成21年 9 月29日 条例第18号

市長、副市長及び教育長の給料月額は、平成21年10月 1 日から令和 7 年 3 月26日までの間においては、市長等の給与に関する条例（平成17年柳井市条例第40号）第 3 条の規定にかかわらず、同条例別表に定める給料月額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、平成21年10月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 3 月26日 条例第 7 号）

この条例は、平成25年 3 月27日から施行する。

附 則（平成27年 3 月26日 条例第 1 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成27年 4 月 1 日）から施行する。

（市長等の給与の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 7 改正法附則第 2 条第 1 項の場合においては、第 6 条の規定による改正後の市長等の給与の特例に関する条例の規定は適用せず、第 6 条の規定による改正前の市長等の給与の特例に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成29年 3 月24日 条例第 8 号）

この条例は、平成29年 3 月27日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月26日 条例第11号）

この条例は、令和 3 年 3 月27日から施行する。